

鳥取県情報公開条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 8月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第52号

鳥取県情報公開条例等の一部を改正する条例

(鳥取県情報公開条例の一部改正)

第1条 鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「実施機関」とは、次に掲げる機関又は法人その他の団体をいう。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 法人の設立時に拠出される財産及びこれに準ずるものの全額を県が拠出している法人(財団法人鳥取県造林公社、財団法人鳥取県教育文化財団、<u>一般財団法人鳥取県観光事業団</u>、<u>公益財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会</u>及び財団法人鳥取県文化振興財団をいい、以下「全部出資法人」という。)</p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「実施機関」とは、次に掲げる機関又は法人その他の団体をいう。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 法人の設立時に拠出される財産及びこれに準ずるものの全額を県が拠出している法人(財団法人鳥取県造林公社、財団法人鳥取県教育文化財団、<u>財団法人鳥取県観光事業団</u>、<u>財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会</u>及び財団法人鳥取県文化振興財団をいい、以下「全部出資法人」という。)</p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p>

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与からの控除)</p> <p>第16条の13 職員の給与の支給に際しては、その給与から次に掲げるものの額に相当する額を控除することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 地方職員共済組合鳥取県支部、公立学校共済組合鳥取支部、財団法人鳥取県教育関係職員互助会、財団法人鳥取県警察職員互助会、鳥取県職員労働組合、鳥取県教職員組合、鳥取県高等学校教職員組合、<u>公益財団法人日本教育公務員弘済会鳥取支部</u>及び警察職員生活協同組合鳥取県支部が取り扱う保険の保険料及び共済掛金</p>	<p>(給与からの控除)</p> <p>第16条の13 職員の給与の支給に際しては、その給与から次に掲げるものの額に相当する額を控除することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 地方職員共済組合鳥取県支部、公立学校共済組合鳥取支部、財団法人鳥取県教育関係職員互助会、財団法人鳥取県警察職員互助会、鳥取県職員労働組合、鳥取県教職員組合、鳥取県高等学校教職員組合、<u>財団法人日本教育公務員弘済会鳥取支部</u>(昭和30年7月6日に財団法人日本教育公務員弘済会という名称で設立された法人の鳥取支部をいう。)及び警察職員生活協同組合鳥取県支部が</p>

(6)～(8) 略	取り扱う保険の保険料及び共済掛金 (6)～(8) 略
-----------	-------------------------------

(鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第3条 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者(法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。)は、地域医療を担う公的病院を開設している公益的法人等であって知事が別に定めるものとの間の取決めに基づき医師である職員(次項に定める職員を除く。以下この項において同じ。)を派遣することができるほか、次に掲げる公益的法人等との間の取決めに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員を派遣することができる。</p> <p>(1) 一般社団法人又は一般財団法人のうち次に掲げるもの ア～エ 略 オ <u>公益財団法人鳥取県産業振興機構</u></p> <p>カ～ク 略 ケ <u>公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構</u></p> <p>コ・サ 略 シ <u>公益財団法人鳥取県体育協会</u></p> <p>ス 略 (2)・(3) 略 2・3 略</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者(法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。)は、地域医療を担う公的病院を開設している公益的法人等であって知事が別に定めるものとの間の取決めに基づき医師である職員(次項に定める職員を除く。以下この項において同じ。)を派遣することができるほか、次に掲げる公益的法人等との間の取決めに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員を派遣することができる。</p> <p>(1) 一般社団法人又は一般財団法人のうち次に掲げるもの ア～エ 略 オ <u>財団法人鳥取県産業振興機構(昭和48年7月23日に財団法人鳥取県中小企業設備貸与公社という名称で設立された法人をいう。)</u></p> <p>カ～ク 略 ケ <u>財団法人ふるさと鳥取県定住機構(平成6年9月30日に財団法人ふるさと鳥取県定住機構という名称で設立された法人をいう。)</u></p> <p>コ・サ 略 シ <u>財団法人鳥取県体育協会(昭和48年12月22日に財団法人鳥取県体育協会という名称で設立された法人をいう。)</u></p> <p>ス 略 (2)・(3) 略 2・3 略</p>

(鳥取県立歯科衛生専門学校の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 鳥取県立歯科衛生専門学校の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事務の委託)</p> <p>第8条 知事は、学校の施設設備の保全及び授業に関</p>	<p>(管理の委託)</p> <p>第8条 知事は、学校の施設設備の保全及び授業に関</p>

する事務並びにこれに附随する事務を一般社団法人鳥取県歯科医師会に委託する。

する事務並びにこれに附随する事務を社団法人鳥取県歯科医師会（昭和22年11月10日に社団法人鳥取県歯科医師会という名称で設立された法人をいう。）に委託する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。